

# 暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

お知らせ

つくってみませんか

マイナンバーカード

マイナポイントの受け取りができるマイナンバーカードの申請期間が、12月末まで延長になりました。

マイナンバーカードをお持ちでない方は、この期間に取得してはいかがでしょうか。

マイナンバーカードの取得方法についてお知らせいたします。

○交付申請書を準備する

交付申請書は通知カードや個人番号通知書と一緒に発送されています。お手元がない方は、本人確認書類を持参のうえ、役場で交付申請書をお求めください（無料）。

○申請する

交付申請書が準備でき

ましたら、郵送・スマートフォン・パソコンのいずれかの方法で申請します。

郵送で申請する場合は貼付する顔写真が必要ですので事前にご用意ください。

スマートフォンやパソコンで申請する場合も、申請者専用ウェブサイトで登録時に顔写真データが必要になりますので、事前に撮影しておくことをお勧めします。

○交付通知書が届く

約1か月後、役場から交付通知書（はがき）が届きます。交付窓口で暗証番号を設定して頂くことによりカードが交付されますので、交付通知書に記載の必要書類を持参のうえ、**ご本人がお越しください**（※）。  
※ご本人が病気、身体の障害その他やむをえない

理由により来庁できない場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任できます。その場合、「本人の来庁が困難であることを証する書類」が必要です（医師の診断書、本人の障害者手帳等）。

「マイナポータル」のご紹介

「マイナポータル」とは子育てや介護等、行政手続きのオンライン窓口です。

マイナポータル（ウェブサイトを）を通じて、子育てや介護等の行政手続きの検索、オンラインでの申請など、自宅などから行政手続きがご利用いただけます。

行政機関等が保有することや、行政機関等からのお知らせ内容を確認することもできます。

一部の機能のご利用にはマイナンバーカードが必要です。

また、様々なサービスを提供する民間企業と、社会保険や税等の手続きのためシステム間での連携（API連携）も可能です。

マイナンバーカードを持つことで、今後推進される「行政手続のオンライン化」等のサービスが利用できるほか、健康保険証としての利用や、今後は運転免許証としての利用も予定されており、マイナンバーカードが活用できる場面が増え、暮らしがより便利になります。

マイナンバーカードの夜間臨時窓口を開設します。

左記の日程で、マイナンバーカードの夜間臨時窓口を開設します。

申請や受け取り等、日中に都合がつかずご来庁できない方は、この機会にぜひご利用ください（※）。  
※前日までの電話予約が必要です。

- ① 10月31日～11月4日（11月3日を除く）
  - ② 11月14日～11月18日
  - ③ 11月28日～12月2日
  - ④ 12月12日～12月16日
- 各日午後5時15分

■お問い合わせ

税務住民課

住民生活グループ

☎ 4-2511

内線 116・117

☆ 4-251103

